

事業所で不用になったパソコンの排出方法は？

(事業系パソコンのリサイクル)

平成 13 年 4 月 1 日「資源有効利用促進法」の改正により、事業所から廃棄される使用済パソコンの回収・再資源化がパソコンメーカーの義務となりました。

事業所から排出されたパソコンも、適正なりサイクル処理を行い、パソコンの3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、限りある資源を有効利用するため、“事業系 PC リサイクル”に御協力をお願いします。

●事業系 PC リサイクルの手順は？

事業者所有の使用済パソコンの場合は、個人所有の“家庭系 PC リサイクル”とは異なる回収手順になります。

○メーカーが分かっている場合

使用済パソコンを排出する事業者は、直接パソコンメーカーに問合せ、申込みをしてください。

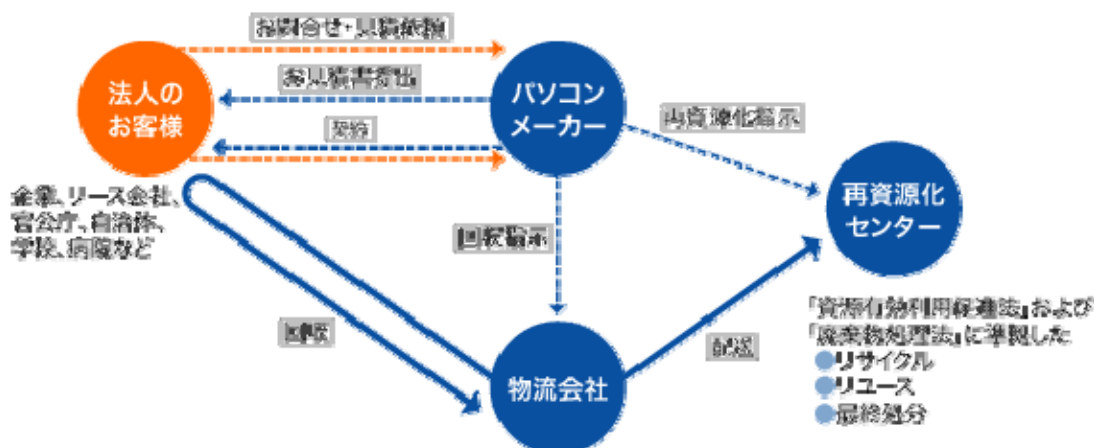
使用済パソコンの回収・再資源化は下記の図のように行いますが、その際、回収・再資源化費用は事業者が負担します。

○回収するメーカーがない場合(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)

「パソコン3R推進協会」にお問い合わせください。

- ※ ハードディスクに残存するデータは、事業者の責任で排出前に消去する必要があります。詳細は、「パソコン3R推進協会」ホームページ「データ消去について」もしくは、JEITA「パソコンの廃棄・譲渡時におけるハードディスク上のデータ消去に関する留意事項」
http://home.jeita.or.jp/page_file/20110511155520_8vAEy2Fi5d.pdf をご覧ください。

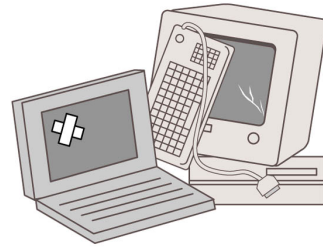
事業系PCリサイクル例



●メーカー各社の受付窓口

「パソコン3R推進協会」ホームページに一覧が掲載されています。

メーカー受付窓口一覧（事業所用パソコン） http://www.pc3r.jp/office/partner_list.html



●お問い合わせ先

パソコン3R推進協会 : 電話03-5282-7685・FAX03-3233-6091

ホームページ <http://www.pc3r.jp>



ともに創る、ゆたかな暮らし。

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

電話 054-221-3349